

令和7年度以降の多子世帯の授業料等無償化について

高等教育の修学支援新制度の支援が拡充し、**生計維持者が扶養する子の数が3人以上の世帯は、授業料等が無償化**されます。

※大学院生と留学生は対象外です。

本制度を利用する場合、日本学生支援機構給付奨学金に申請する必要があります。(多子世帯の要件に当てはまるか否かは、日本学生支援機構においてマイナンバーにより扶養する子の数の確認を行います。)

※既に日本学生支援機構給付奨学金に採用されている方は、改めての申請は不要です。既に給付奨学生である者は、日本学生支援機構において多子世帯の有無の確認を行います。

申請時の要件

項目	内容
多子世帯の要件	生計維持者が扶養する子の数が3人以上の世帯 ※扶養する子の範囲には、生計維持者の年下の親族を含む。 ※最新の住民税の課税情報により扶養の確認を行うため、例えば、4月申請の場合、3人子どもはいるが、令和5年12月31日時点において、第1子は就職し扶養から外れている場合は、扶養する子の数としては2人になり、多子世帯の支援対象にはなりません。
所得要件	所得制限なし
資産要件	学生本人及び生計維持者の資産合計額が3億円未満 ※資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。 現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)、預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)、満期や解約により現金化した保険(満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。)
学業要件	現行制度と同様 ※日本学生支援機構給付奨学金の学業要件を満たす必要があります。
大学への入学時期に関する要件	現行制度と同様
(日本国籍以外の場合) 在留資格等に関する要件	現行制度と同様

採用後・・・年2回、支援継続の可否について審査があります。

項目	内容
適格認定(学業)	現行制度と同様に、年度末に学業成績等を総合的に審査し、次年度の支援継続の可否を判定します。
適格認定(家計)	現行制度と同様に、日本学生支援機構で家計状況を審査し、生計維持者の扶養する子の数や所得状況に応じて給付奨学金の支援区分の見直しを行います。 見直しの結果により、当年10月以降の支援区分が変更となり、支援額が変わる場合があります。